

令和 7 年度

第 1 回 学校運営協議会

日時：令和 7 年 6 月 5 日（木）15:00～16:30

会場：岩手県立花巻農業高等学校
生物科学科実習室



岩手県立花巻農業高等学校

<次第>

1 開会のことば

2 学校長あいさつ

3 令和7年度岩手県立花巻農業高等学校学校運営協議会 会長及び副会長の選任

4 令和7年度学校経営計画について

5 学校概要について

(1) 令和7年度の状況

職員構成、生徒数等

(2) 本年度の基本計画（各部）

総務・図書部、教務部、生徒指導部、進路指導部、保健・教育相談部、農場部

(3) 令和6年度の実績

卒業生の進路状況、部活動・農業クラブ等、各種資格取得者数

6 意見交換

[視点1] 持続可能な社会の創り手、地域や地域産業等を担う人材の育成

[視点2] 本校の「特色化・魅力化」の取組を深化させるために

[視点3] 少子化における入学者数の確保

7 閉会のことば

令和7年度岩手県立花巻農業高等学校 学校運営協議会名簿

(1) 学校運営協議会委員 (13名)

氏 名	所属・職名	
秋 山 司	株式会社ネクスグループ 取締役会長	
佐 藤 巧	有限会社岩手園芸 代表取締役	
昆 正	花巻農業協同組合 監事	
海 邊 健 二	富士大学 経済学部経済学科 教授	
藤 田 康 悦	花巻市農林部 農政課長兼地域農業推進室長	
川 村 由 佳	二枚橋地域環境整備推進協議会 会長	
小宮山 久美子	岩手県立農業大学校 教育部長	
山 本 講治郎	県南広域振興局 経営企画部産業振興課 就業支援員	
八 木 稔 和	花巻市立矢沢中学校 校長	
橋 本 恵 子	花巻農業高等学校PTA 3学年委員長	
小田島 弘 通	花巻農業高等学校同窓会 理事	
市 丸 成 彦	花巻農業高等学校 副校長	
河 野 裕	花巻農業高等学校 教諭（総務主任）	

(2) 学校教職員 (9名)

氏 名	職名等	
沼 澤 信 典	校長	
市 丸 成 彦	副校長（再掲）	
川 戸 均	事務長	
河 野 裕	総務・図書主任（再掲）	
馬 場 友紀子	教務主任	
高 橋 奨 吾	生徒指導主事	
小 池 美香子	進路指導主事	
小田原 尚 範	保健主事	
及 川 智 文	農場長	

岩手県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5の規定に基づき、県立学校（以下「学校」という。）における同条第1項に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 岩手県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、法第47条の5第1項の規定に基づき、別に定める学校（以下「対象学校」という。）に協議会を設置する。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員の任期は、1年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(守秘義務)

第4条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が対象学校の校長（以下「校長」という。）と協議の上、招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(基本的な方針の作成及び承認)

第7条 法第47条の5第4項の教育委員会規則で定める事項は、校長が必要と認める事項とする。

(意見の申出)

第8条 協議会は、法第47条の5第6項の規定に基づき意見を述べるときは、校長を経由するものとする。

2 法第47条の5第7項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項（特定の個人に係るものを除く。）とする。

(1) 対象学校の運営の基本的な方針の実現に資する事項

(2) 対象学校の教育上の課題を踏まえた事項

3 協議会は、法第47条の5第7項の規定に基づき意見を述べるときは、あらかじめ校長の意見を聴取するものとする。

(対象学校の運営状況についての評価)

第9条 協議会は、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援のため、毎年度1回以上対象学校の運営状況について評価を行うものとする。

(指導、助言等)

第10条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確に把握し、必要に応じて指導及び助言をするものとする。

2 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を図るために必要な情報を提供するように努めなければならない。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。